

1 児童相談所における児童虐待相談対応件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国	(-) 59,919	(11.3%) 66,701	(10.6%) 73,802	(20.5%) 88,931	(16.1%) 103,286	(18.7%) 122,575	(9.1%) 133,778	(19.5%) 159,838	(21.2%) 193,780	(5.8%) 205,044	(1.3%) 207,660	(5.5%) 219,170
富山県	(0.0%) 258	(9.7%) 283	(-0.7%) 281	(10.0%) 309	(15.9%) 358	(75.7%) 629	(26.2%) 794	(6.8%) 848	(29.4%) 1,097	(-5.7%) 1,035	(-13.6%) 894	(16.8%) 1,044

※1 相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け指導や措置等の対応を行った件数で、結果的に虐待と認められなかったものを含む

※2 H22年度全国の対応件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

※3 ()内は対前年度増減率

2 虐待相談の経路

＜経路別件数の傾向について＞

全体の件数は前年度と比較してやや増加した。近年、①児童虐待の事件報道、児童相談所虐待対応ダイヤル（全国共通）の3桁化(189)の広報等により、県民の児童虐待に対する関心が高いこと、②国や県等における児童虐待防止対策の強化などにより、近隣・知人、市町村、警察等から児童相談所への通告件数は引き続き多い傾向にあり、件数は依然として高い水準にある。

相談経路 年度	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	関係機関									関係 機関 計	計
					市町村 窓口 等	児童 委員	保健 所	医療 機関	児童 福祉 施設	警察	学校 等	その 他			
R1	93	41	106	7	172	0	0	21	36	416	53	146	850	1097	
R2	68	9	127	4	134	0	0	11	18	456	68	118	805	1035	
R3	68	12	120	6	97	2	0	7	16	412	43	111	688	894	
R4	79	17	109	17	125	5	2	23	13	460	56	138	822	1044	

※これまで虐待が疑われる児童のきょうだいも、虐待が疑われる児童と同様の経路に計上していたが、当該機関からの直接の通告には含まれないことを踏まえ、令和元年度からは「その他」として計上

(参考) 市町村における児童虐待相談対応件数

- ・平成28年の児童福祉法改正により、児童に身近な自治体としての市町村の役割・責務が明確化されたほか、市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門職員の配置や研修受講が義務付けられるなど、市町村の支援体制の充実が図られている。
- ・県では、市町村のケース検討会議等に児童相談所職員が参加するなど、関係機関と児童相談所が情報共有して連携する対応している。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
全国の市町村	87,694	93,458	100,147	106,615	126,246	148,406	155,598	162,884	未公表
県内の市町村	302	309	414	502	439	459	463	459	441

※ H22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県を除いて集計した数値

※ 児童相談所と市町村の両方で相談対応しているケースが一部ある

3 虐待相談の相談種別

年度	相談種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
	R1	249	14	600	234	1097
	R2	233	6	580	246	1035
	R3	162	6	544	183	894
	R4	239	11	588	206	1044

- ①「心理的虐待」が最も多く 588 件（構成比 56.3%）、次いで「身体的虐待」が 239 件（同 22.9%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が 206 件（同 19.7%）となっている。
- ②令和 3 年度に比べ、すべての種別で増加している。

4 虐待相談の主な虐待者

年度	虐待者			母 計			その他	計
	実父	実父以外の父親	父 計	実母	実母以外の母親	母 計		
R1	449	53	502	581	5	586	9	1097
R2	360	61	421	599	2	601	13	1035
R3	348	47	395	490	3	493	6	894
R4	413	43	456	557	8	565	23	1044

「実母」が最も多く 557 件、次いで「実父」が 413 件となっている。

5 対応状況

対 応		R1	R2	R3	R4	備考
措置	①施設入所等	18	22	16	20	児童養護施設、乳児院、里親委託等
	②児童福祉司指導	21	12	11	20	児童福祉司による指導
	③訓戒・誓約	23	25	16	15	保護者等に訓戒を加え、又は誓約書を提出させるもの
措置以外	④助言指導	814	805	670	771	児童・保護者への面接など1～3回程度の助言・指示等による指導（市町村への助言（要保護児童対策地域協議会への参加を含む））
	⑤継続指導	62	57	52	72	心理療法やカウンセリング等による継続的な指導
	⑥他機関あつせん	28	24	24	22	児童の転居先の児童相談所への移管等
	⑦その他	131	90	105	124	安全確認がされ虐待と認められなかったもの、措置解除がされたものなど
計		1097	1035	894	1044	

6 被措置児童等虐待の状況（児童福祉法第 33 条の 16 に基づく公表）

令和 4 年度 0 件

児童福祉法第 33 条の 16

都道府県知事は、毎年度、被措置児童虐待の状況、被措置児童虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。（この条項は、平成 20 年の法改正で追加され、平成 21 年 4 月 1 日より施行）

7 令和5年度の児童虐待防止対策について

児童虐待対応は、早期に発見し、市町村や警察などの関係機関が速やかに連携して対応することが重要である。このため、令和元年度に富山県児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会においてとりまとめられた「児童虐待防止対策に係る提言」、令和4年度にとりまとめられた「富山県児童相談所等機能強化基本計画」を踏まえ、今後も関係機関の連携強化に努め、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、児童の自立支援に至るまで切れ目のない総合的な児童虐待防止対策を実施してまいります。

(1) 虐待の発生予防

①乳児家庭全戸訪問事業（市町村事業）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、保護者の心身の状況等を把握

②養育支援事業（市町村事業）

育児に関する支援が必要な家庭に対し、保健師等による具体的な指導助言等を実施

③子育て世代包括支援センター事業（市町村事業）

妊娠期から出産期、子育て期までにわたる総合的相談支援を保健センター等においてワンストップで提供

(2) 発生時の迅速・的確な対応

①児童相談所における相談・支援体制の整備

- ・24時間365日相談体制の確保や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）
- ・**拡** 職員体制の強化(R5：児童心理司1名増)
- ・児童福祉司任用後研修、職員の資質向上研修の実施・派遣
- ・一時保護中の児童のための学習指導員(教員OB)の配置
- ・家庭裁判所への申立等について、法律の専門家である弁護士に手続の代理等を依頼する体制を整備

②市町村における相談・支援体制の充実

〔市町村〕 要保護児童対策地域協議会を構成する教育委員会、警察署、民生・児童委員などの関係機関との連携による早期発見・早期対応

〔県〕 市町村要保護児童対策地域協議会への参加、市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関（協議会の事務総括等）に配置される専門職員の任用後研修の実施、市町村職員の相談対応力向上研修の実施

※要保護児童対策地域協議会

…要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う

③関係機関との連携強化

- ・医療機関向け児童虐待防止研修会の実施
- ・児童相談所・関係機関連携強化事業（児相、市町村、児童養護施設職員等の研修・連携強化）

(3) 要保護児童の自立支援

①親子関係の再構築の支援

児童相談所や市町村、施設など関係機関が連携し、保護者・児童等への訪問・相談支援を通じて親子関係の修復や家庭復帰の取組みを促進

②里親委託の推進

社会的養護を必要とする児童が家庭における養育環境と同様の環境のもとで生活できるよう、里親制度の普及啓発や里親登録者への研修等を実施